



1、医療費補助について

以下の疾病については、医療券の交付を教育委員会へ申請することにより、無料で治療を受けることができます。

対象となる疾病

- ・むし歯（乳歯の治療は抜歯によるもの）
- ・トラコーマおよび結膜炎
- ・白癬、疥癬・膿痂疹
- ・中耳炎
- ・慢性副鼻腔炎およびアデノイド
- ・寄生虫病

○医療券の有効期限は、3期に分かれています。治療が各期に渡って続いているときは、医療券の再申請が必要となります。

（第一期 4/1～9/30、第二期 10/1～12/31、第三期 1/1～3/31）

2、めがね購入補助について



以下のいずれかに該当する場合、めがねの購入費について補助が受けられます

- ①矯正または裸眼で、片方でも視力が0.6以下（C以下）である
- ②めがねが破損し、修理不能であるためにめがねの再購入を必要としている
- ③成長によりめがねが小さくなり、調整不能であるためにめがねの再購入を必要としている
（事前に大和市役所保健給食課へ要相談）
- ④めがねを紛失して、再購入したい（年1回のみ）
- ⑤遠視でめがねを必要としている（保健室に相談し、書類を作成）

○補助の申請を行う場合

学校で渡された「視力の結果のお知らせ」と印鑑をお持ちのうえ、大和市役所2階・保健給食課へ行かれてください。めがねを破損した場合は、そのめがねもお持ちください。）

※就学援助の認定が4月から6月下旬以降のため、就学援助が認定されるまでの間は医療費およびめがね購入費が償還払いになります。

（事前に市役所へ医療券等を申請・受領し、自己負担分を保護者が立替払いをして、認定後に保護者の請求に基づき保健給食課から立て替え分が支払われます。）